

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 10 月 30 日

株式会社 N E X T S T A G E

代表取締役社長 小村 直克

問合せ先： 財務経理部 06-6622-0333

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーとの適切な関係を維持し、会社の社会的責任を果たすために、永続的な発展と成長、継続的な企業価値の最大化を目指すとともに、経営の健全性、効率性、透明性を確保すべく、最適な経営管理体制を目指しております

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ライズネックス	139,900	52.67
小村 直克	30,000	11.29
小村 洋子	30,000	11.29
清水 剛	20,000	7.53
IE ファスト&エクセレント投資事業有限責任組合	8,340	3.14
IE FAST&GREAT 投資事業有限責任組合	8,340	3.14
関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合	8,340	3.14
中国電力株式会社	5,000	1.88
畑 晋平	4,000	1.51
RheosCP1 号投資事業有限責任組合	3,330	1.25

支配株主名	株式会社ライズネックス、小村 直克、小村 洋子
-------	-------------------------

補足説明

株式会社ライズネックスは当社の代表取締役小村直克の資産管理会社であります。同社は当社株式の保有以外に事業を行っておらず、安定的に保有する方針であることを確認しております。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	7月
業種	サービス業
直前事業年度末における従業員数	100人未満
直前事業年度における売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引はありませんが、取引が発生する場合は、当該取引条件を一般の取引条件と比較検討を行い決定し、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については取締役会の承認を必要としており、関連当事者取引を取締役会が適時適切に把握し、少数株主の利益を毀損する取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
黒坂 卓司	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒坂 卓司	○	—	金融機関での豊富な業務経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、取締役会等における重要な意思決定及び執行の監督のみならず、中長期的な企業価値の向上を図る助言機能を担い、当社の成長・拡大を支える役割を果たすことが期待できると判断しました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の 委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は会計監査人を設置しておりませんが、監査法人、監査役会及び内部監査人は、監査計画の説明及び監査結果の報告の場を設けること等により、経営上の重要な情報、内部統制の状況その他会社に関する幅広い情報交換を行って、緊密な連携関係構築に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
前原 嘉彦	他の会社の出身者													
川本 一徳	弁護士													
村田 良一	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前原 嘉彦	○	—	長年にわたり経理財務、内部統制・内部監査部門の責任者などを歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、中立的かつ客観的な視点から適切な監査機能を果たすことが期待できると判断しました。
川本 一徳	○	—	弁護士としての実務を通じて培われた法務・リスク管理等に関する豊富な経験と高い見識を有しており、引き続き当該知見を活かして、中立的かつ客観的な視点から適切な監査機能を果たすことが期待できると判断しました。
村田 良一	○	—	大手総合商社において、不動産・金融・I C T分野の事業責任者を歴任し、企業経営に関する高度な専門知識と幅広い知見を有しており、取締役会における業務執行において、中立的かつ客観的な視点から適切な監査機能を果たすことが期待できると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を持つ社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度につきましては、業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、新株予約権を付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役, 従業員, その他
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

その他は、定年退職により退職した元従業員になります。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が 1 億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っていない。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項は以下のとおりであります。

(1) 報酬等の額又はその算定方法の決定方針

取締役の役位・職責、企業業績、他社水準等を総合的に勘案のうえ支給額を決定しております

(2) 報酬等を与える時期又は条件の決定方針

取締役の報酬は、月額固定金銭報酬としております。

(3) 個人別報酬の内容の決定方法

株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内において代表取締役社長を議長とする任意の報酬協議会で個人別報酬を決定しております。

(4) 株主総会の決議内容

取締役の報酬等の総額の限度額は、2018 年 10 月 29 日開催の株主総会にて年額 200 百万円と決定されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)をサポートする専属のスタッフは配置していませんが、人事総務部が取締役会招集通知及び会議資料の早期発送を実施しております。また社外監査役とは、内部監査とのミーティングで社内状況を定期的に共有し、必要に応じたサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役1名）で構成され、各取締役は法令、定款、役員規程等の社内規程に沿って業務を執行するとともに、各取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は、原則として毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて開催する臨時取締役会に取締役及び監査役が出席し、当社の経営状況及び経営課題、法定その他経営上の重要事項の協議及び決議を行っております。

(2) 監査役会

当社は監査役会を設置しております。監査役会は、社外監査役3名（うち1名は常勤）で構成され、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また株主総会や取締役会への出席、取締役・従業員・監査法人からの報告聴取など法律上の権利行使のほか、重要な経営会議等への出席や事業所への往査など、実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。監査役会の議長は、常勤監査役の前原嘉彦であります。

(3) 内部監査

当社の内部監査部門は、コーポレート部を主観部署として、内部監査担当者が1名担当しております。コーポレート部の監査は財務経理部が実施しており、クロス監査の体制としております。内部監査は、内部監査規程に基づき各部門の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に実施しており、その結果については、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。内部監査担当者は、監査役及び監査法人と定期的に面談と意見交換を行い、監査上の課題や必要な情報について共有化を図っており、実効性ある三様監査が実施されるよう留意しております。

(4) 経営会議

当社の経営状況及び経営課題、並びに取締役会その他の機関決定等を仰ぐべき事項につき十分検討、協議することを目的として経営会議を開催しております。同会議は当社の全役員及び部長職で構成され、原則として毎月1回定期的に開催しております。

(5) 監査法人

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結しており、会社法監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は7月決算であり株主総会は10月開催となるため、集中日を回避したものとなっていると考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、英文による提供を考えておりませんが、上場後の株主の状況に鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報等を掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	コーポレート部を IR 担当部署として、投資家の皆様への事業情報の迅速な伝達と、当社の事業内容・事業活動についてご理解をいただくことに努めてまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株式取扱規程・インサイダー取引防止規程等の社内規程を定め、株主、従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供	現時点、ステークホルダーに対する情報提供に関わる方針等については策定しておりませんが、今後策定を検討してまいります。

に係る方針等の策 定	
---------------	--

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するために必要な体制として、2022 年 4 月 15 日の取締役会決議により、「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

「内部統制システム構築の基本方針」の概要は以下の通りです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社はグループ経営理念、ビジョン・ミッション等、コンプライアンス体制にかかわる社内規程を当社取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるためのルールとする。
- 2) 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を定期的に監視するものとし、その監査結果については、代表取締役に報告するものとする。
- 3) 当社内における法令遵守上疑義のある行為を、使用人が直接通報を行う手段として内部通報制度「リスク・ホットライン」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努めている。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底を図るものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、「文書管理規程」に基づき業務に必要な文書の保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
- 2) 「文書管理規程」には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会の直属機関としてリスクマネジメント及びコンプライアンス推進委員会を設置し、全社的なリスクの把握と評価及び対応策の策定を行い、各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑えるものとする。
- 2) 当社取締役及び使用人のリスク管理マインド向上のために、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」等の社内規程を整備し、社内通達等を通じてリスクに関する意識の浸透、早期発見と未然防止につなげる環境を整備するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役、取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時開催するものとする。
- 2) 取締役の職務の執行に際し、「組織・職務分掌規程」及び「職務権限規程」に判断基準を定

め、「稟議規程」による稟議決裁事項に関する基準に基づき、業務の円滑な処理を図るものとする。

3) その他の業務の合理化、電子化に向けた取組みにより、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。

(5) 業務の適正を確保するための体制

内部監査部門は定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、代表取締役等に報告するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会の要請に応じて協議を行い、補助使用人として任命及び配置することができる。

2) 補助使用人の独立性の確保に必要な事項として、人事異動、人事評価、昇格昇給、懲戒処分等については監査役の同意を必要とする。

3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して業務執行部門からの指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要会議へ出席し、業務執行状況の報告を聴取するものとする。

2) 監査役は、定期的に業務監査を実施し、取締役及び使用人からの報告を受けるとともに、稟議事項の監査など、日常の監査で発見した諸問題について、適宜、取締役及び使用人より業務執行状況の報告を求める。

3) 監査役は、内部監査部門と定期的な情報交換を実施するとともに、内部監査の結果については、その報告を受けるものとする。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受けるものとする。

2) 監査役は、代表取締役との間で定期的に会合を行い、意見交換並びに情報の共有を図るものとする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制整備

1) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けて、内部統制システムの構築を行うものとする。

2) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うものとする。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、「反社会的勢力対応規程」において、「反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにする」旨を定め、企業集団のすべての役員、従業員への周知を徹底するものとともに、反社会的勢力との関係を一切遮断する体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、当社の正当な企業価値を守るために、「反社会的勢力対応規程」を策定し、当社の全役員、従業員に周知徹底しております。反社会的勢力による不当要求には一切応じず、被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

新規の取引先については取引開始前に、既存の継続取引先については原則として年に1回、反社チェックを実施しております。さらに、取引先との間で締結する契約書については、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込むものとしております。

V. その他

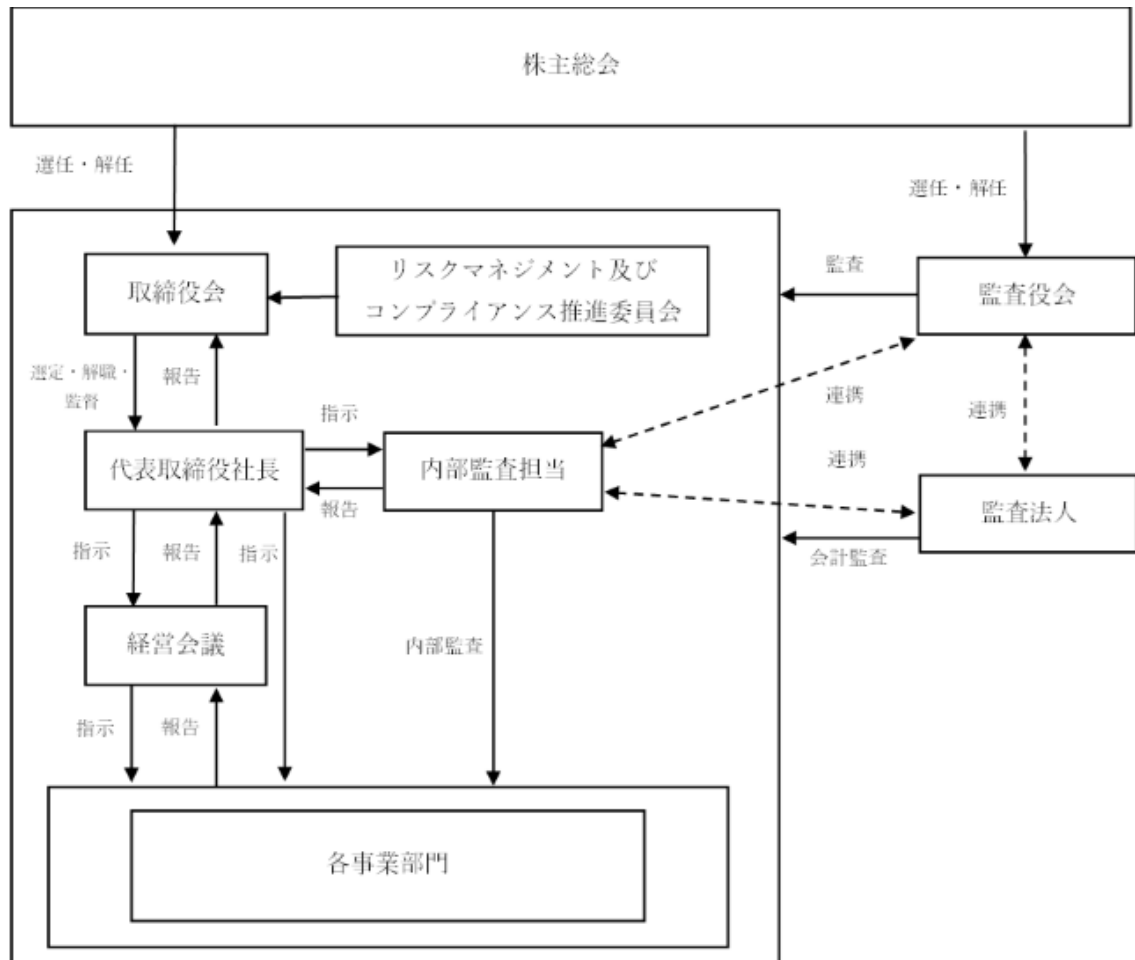
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

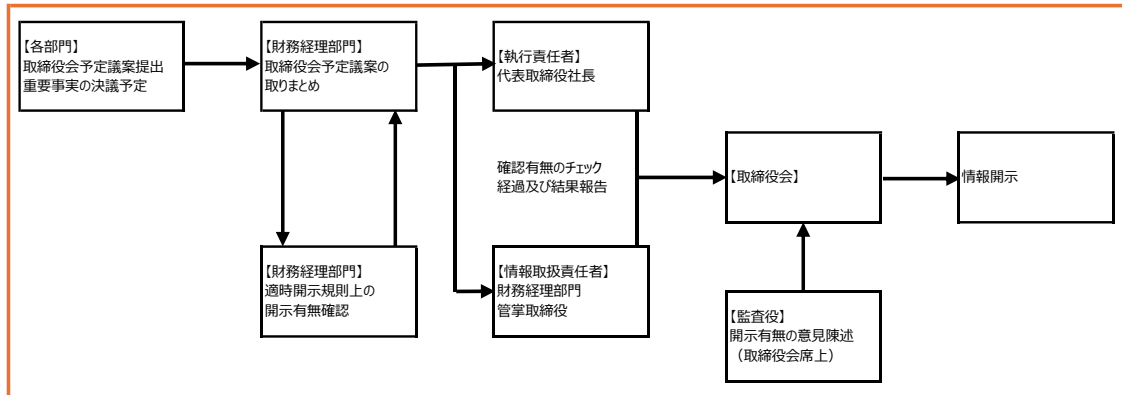
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図は次のとおりであります。

【模式図(参考資料)】

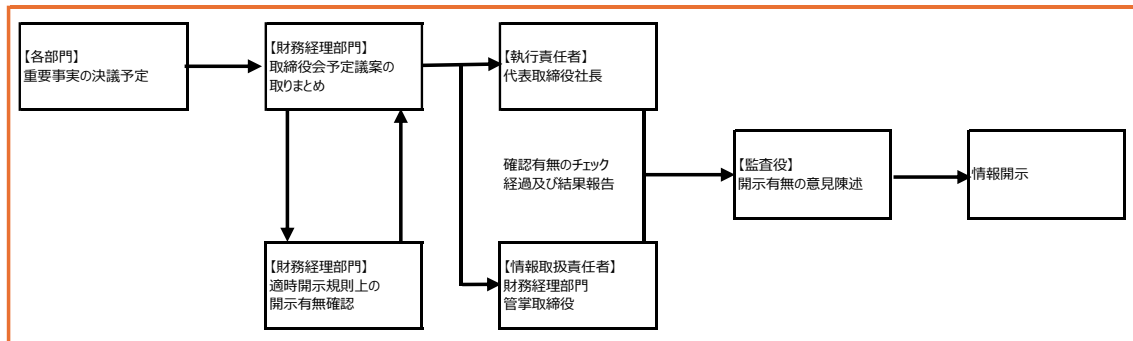


【適時開示体制の概要（模式図）】

< 決定事実、決算情報 >



< 発生事実、フェア・ディスクロージャー >



以上